

前橋市公共下水道条例の改正について（議案第 5 7 号）

経営企画課

1 改正の理由

- (1) 国による規制の緩和を踏まえ、下水道排水設備指定工事店における下水道排水設備工事責任技術者の要件を改める。
- (2) 下水道法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 下水道排水設備指定工事店が営業所ごとに配置しなければならないとされている下水道排水設備工事責任技術者について、群馬県内における他の営業所と兼任することができることとする。
- (2) 除害施設の設置に係る基準を定める規定において、大腸菌群数を「大腸菌数」に改める。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日